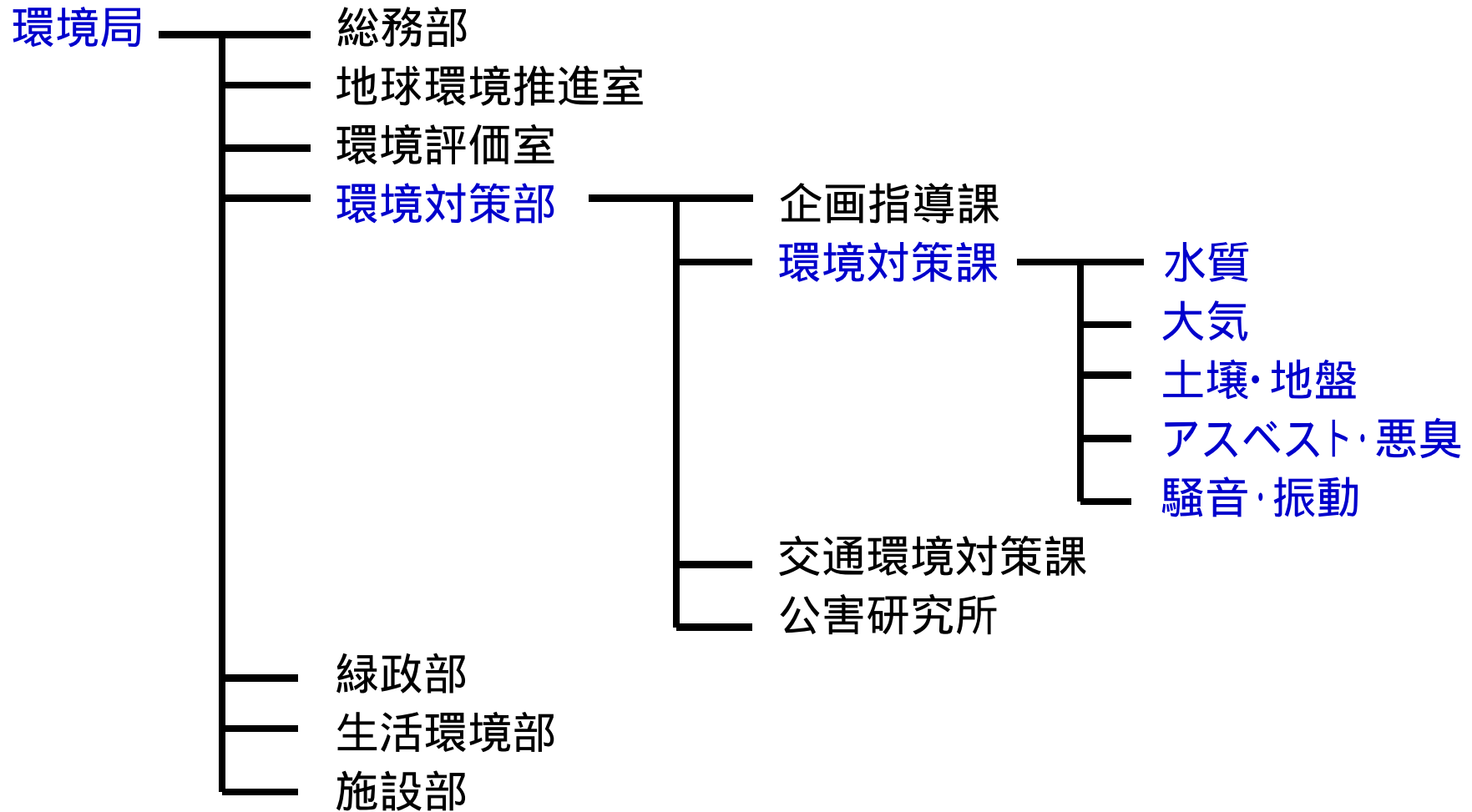


川崎市における公害防止業務 の取組みについて

川崎市環境局環境対策課長 小清水 正

川崎市の公害防止に係る組織



水質汚濁防止法

- ・特定事業場数：627事業場
- ・指定地域特定事業場：68事業場

(平成21年4月1日現在)

大気汚染防止法

- ・ばい煙発生施設設置事業場数：505事業場

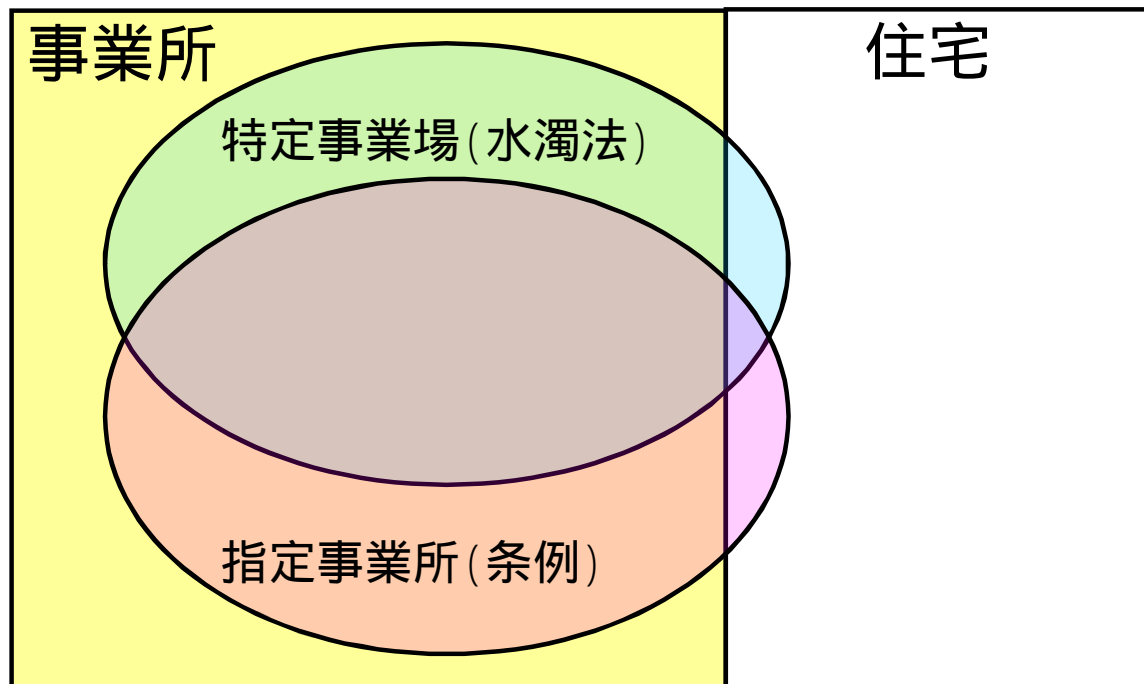
(平成21年4月1日現在)

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例

- ・指定事業所数：2983事業場

(平成21年4月1日現在)

法・条例の適用範囲



川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例では、「事業者は、排水に関する規制基準を遵守しなければならない。」と規定されており、事業活動に伴う排水には、規制基準が適用されている。

工場・事業場の監視・指導(水質)

立入検査: 377事業場

・採水検査: 211事業場

排水口における採水・自主測定値との比較確認・届出値と比較

・精密調査

特定施設・排水処理施設・排水口・排水経路の確認、届出書との照合など

水質総量規制基準の監視

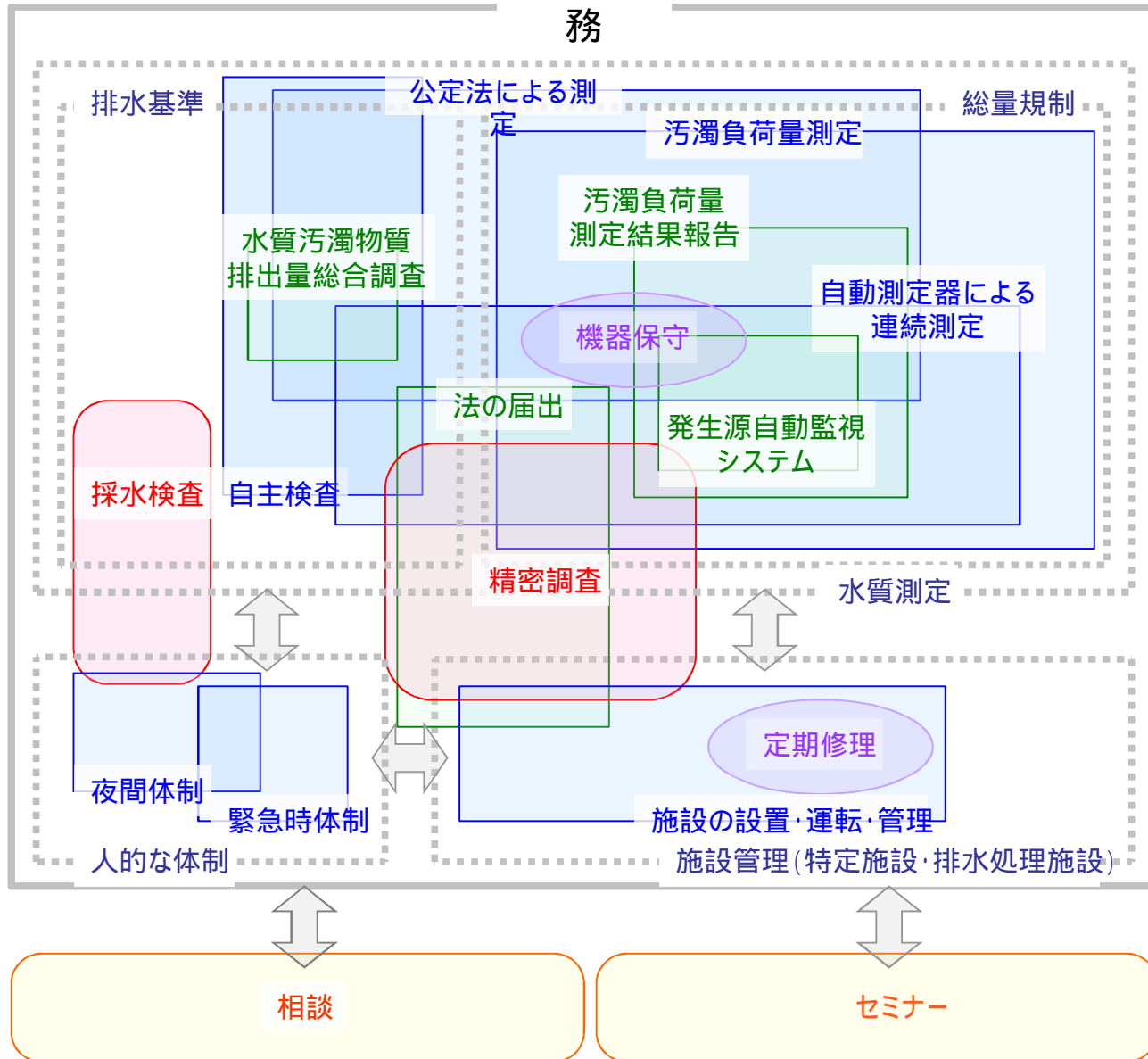
・発生源水質自動監視システム: 18事業場

COD、窒素、りん、水量

水質セミナーの実施

(平成20年度実績)

監視業務



凡例

実施主体:市



立入

その他

実施主体:事業場



報告・届出

その他



保守・修理

採水検査

目的：法・条例に定める排水基準等の遵守状況を監視するため、排水口において採水し、排出の恐れのある項目について分析を行っている。

対象：公共水域排出事業場 149事業場

頻度：指定地域特定事業場 2回 / 年
 有害物質使用特定事業場 2回 / 年
 小規模特定事業場 1回 / 年

分析機関：川崎市公害研究所

精密調査

目的：有害物質の使用状況・排出水の汚濁状況を把握するため、作業内容、排水処理方法を確認する

頻度：1回 / 2年

内容：法・条例に基づく届出の状況(設置・変更)
排水処理施設の維持管理状況
汚濁状態の把握方法
排水口における水質(採水検査・自動測定)管理状況
有害物質の使用・保管状況
総量規制に基づく汚濁負荷量測定結果の確認
従事者に対する環境教育

水質総量規制基準の監視

- ・発生源自動監視システム：18事業場(オンライン)
COD、窒素、りん、水量(時間値報告)
- ・汚濁負荷量測定結果報告：51事業場(オフライン)
COD、窒素、りん、水量(月1回報告)

水質セミナー

対象：排水量 50 m^3 / 日以上の事業場
有害物質使用事業場

内容 国・県の動向
法・条例の解説
事故・基準超過事例の紹介
測定の精度管理
排水処理施設の管理方法 など

- * 平成17年度から実施している
- * セミナー時間は、質疑を含み2時間30分(1回40名まで)
- * 参加者は、各事業場の水環境担当で100名~120名の参加希望がある

水質セミナーにおけるアンケート調査結果

セミナーの内容などについてのアンケートを実施し、次回以降の参考としている

- ・時間

2時間30分までが適当

- ・内容

業態・事業場の規模により、内容を変える必要がある(小規模事業場には法の仕組みから説明が必要)

- ・参考になったこと

環境省(規制)の動向、事故・基準超過の事例は反応がいい

- ・次回聞きたい内容

規制の動向、事故・基準超過事例、排水処理技術、大気などの規制など

工場・事業場の監視・指導(大気)

立入検査

- ・立入調査: 16施設

自主測定結果の確認、連続測定器の維持管理状況の確認、ばい煙発生施設の運転状況の確認など

- ・ばい煙測定: 20施設

排出口におけるばい煙測定

大気汚染の監視

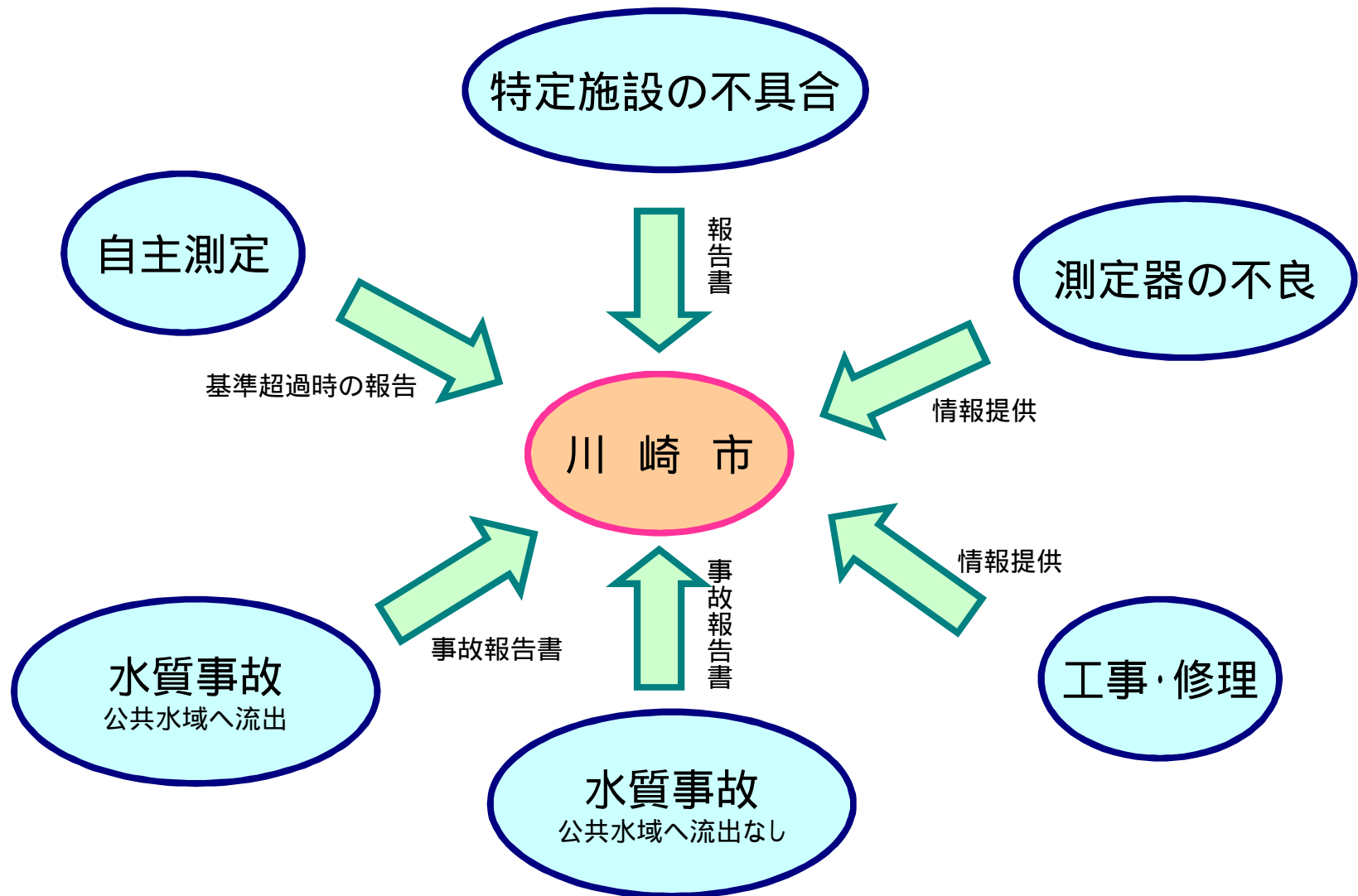
- ・発生源大気自動監視システム

窒素酸化物: 25事業場

硫黄酸化物: 14事業場

(平成20年度実績)

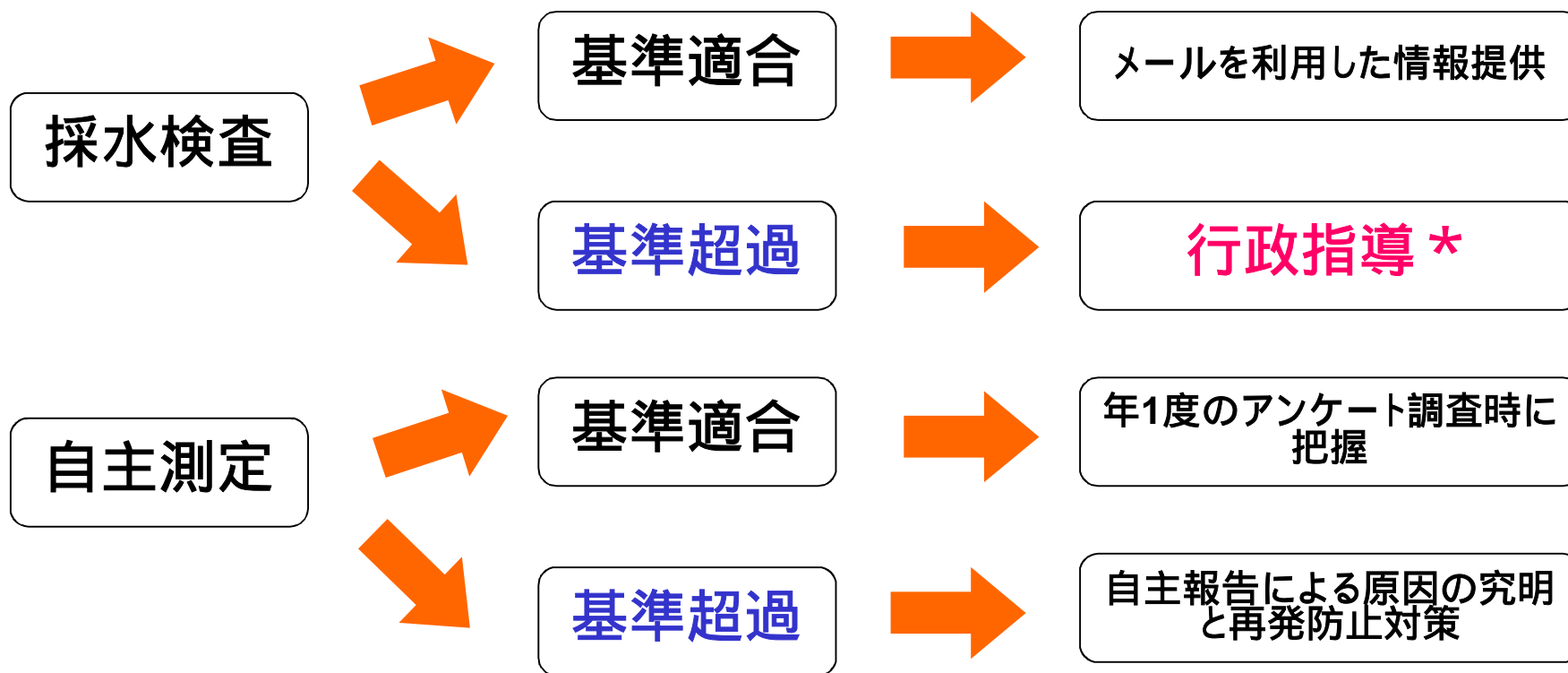
情報の収集・共有化



情報の共有化による効果

- * 情報を収集することで、効果的な事業場指導が可能となった。
(ミスにつながりなりやすい事例を引用した指導の実施)
- * 立入調査が効果的に実施できるようになった。
- * 事業者の自主的な取組や技術的な対応を把握し、セミナーで
伝達することで、市内事業場のレベルが上がった。
- * 事故時の連絡が迅速に取れるようになり、対応が早くなった
- * 業種ごとに、監視・指導を適切に実施することができるように
なった。
- * 排水処理技術を向上させることにより、汚濁負荷を低減するこ
とができるようになった。

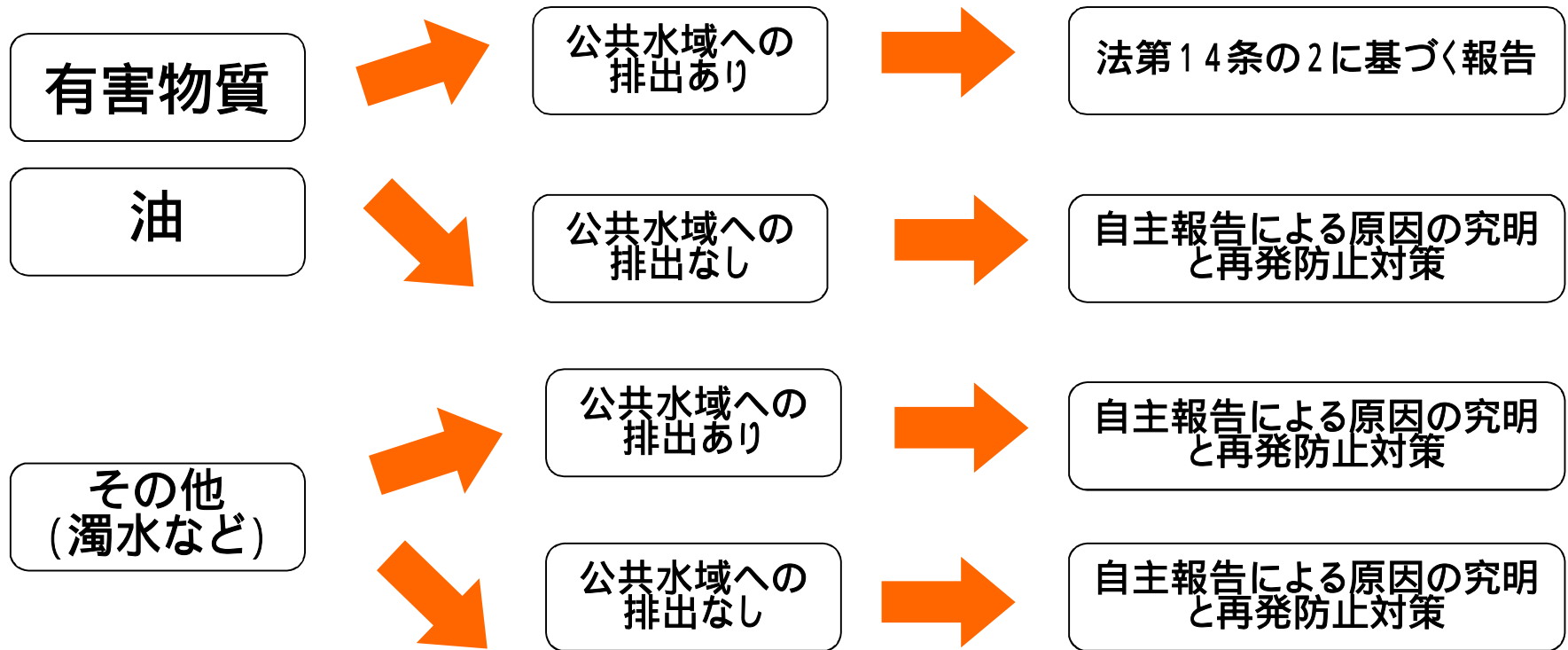
課題 (排水基準超過時の対応)



* 通知による改善指導を行い、改善されない場合に「改善命令」を行う。

法の規定では、自主検査であっても罰則を適用することができるが、自主測定の基準超過を捉えて即座に罰則の適用を行うと自主測定や自主報告がなくなる可能性がある。(自主測定回数の規定がない)

課題 (事故時の対応)



法第14条の2の規定では、有害物質と油について「事故報告」を行うこととなっているが、濁水・着色水など報告義務のない水質事故が増加傾向にあるため、苦情・通報は多い。(公共水域の水質が改善され、さらに、市民の環境への意識が向上していることが要因)

御清聴ありがとうございました。



音楽のまち・かわさき